

1 2020



小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならぬのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和元年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様の種類(全部で60種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の令和元年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

法定調書

◇提出調書と支払内容◇

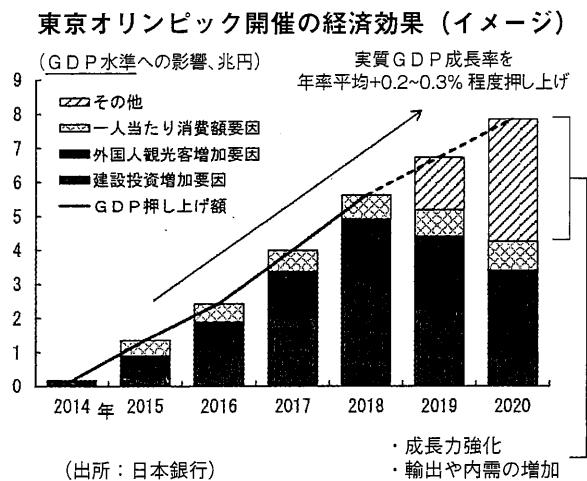
〈提出期限〉
令和2年
1月31日(金)

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【令和元年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

改元に伴い、「法定調書」と「合計表」の様式が変更されています。

■2020・新春展望■ 東京五輪の経済効果に注目



今年は、いよいよ「2020東京オリンピック・パラリンピック大会」が開催され、東京五輪がもたらす経済波及効果が注目されています。東京都は経済効果について、大会開催の直接投資や支出で生じる「直接的効果」と、大会後のレガシー（遺産）で生じる「レガシー効果」に分けて算出しました。

直接的効果は、競技会場の整備費、警備や輸送を含む大会運営費、大会観戦者らの支出、企業のマーケティング活動費などを合わせ、約5兆2千億円と試算しました。

レガシー効果は、交通インフラ整備、バリアフリー対策、訪日観光客数の増加、競技会場の活用、スポーツ人口やイベントの拡大などにより、約27兆円に上ると推計。東京都では「ロンドン大会を参考にすると、五輪の経済効果は大会後10年くらいは続く」とみています。

東京五輪の経済効果では、日銀が建設投資や訪日観光客の増加などにより、14～20年の実質国内総生産(GDP)を累計で25兆～30兆円押し上げるとの試算を公表済み。みずほ総合研究所は15年度から20年度までのGDP押し上げ効果を累計約36兆円と推計しています。

訪日外国人が2020年に300万人を超えることが見込まれていることや、公表済の建設投資プロジェクトだけでも10兆円を超え、耐震化・バ

リアフリー、スポーツ振興、多言語対応、放送・広告、4Kテレビ普及、食料品輸出、放送コンテンツ輸出などを勘案すれば、開催が決定した2013年から2020年まで累計で、20～30兆円という経済効果はありそうです。

一方、東京オリンピックの開催後は、反動減を危ぶむ声が少なくありません。1964年の前回オリンピックは開催前から好景気が始まりましたが、大会終了後、一気に景気が冷え込みました。

しかし、前回のオリンピックと今

回のオリンピックでは、時代背景や経済構造が異なるため、一概に同じ状況になるとは言えません。訪日外国人増加のレベルがここまで達した以上、その経済効果はそう簡単に消えてなくなるものではありません。

現在進行中のプロジェクトは五輪後も継続するものが多く、五輪後に新規に着手される事業も控えていまます。また、東京五輪に続く国際的な大規模イベントとして、2025年

に決まりました。万博による全国への経済波及効果は約2兆円とも言われており、オリンピック後の景気浮揚策として期待が高まっています。

また、「五輪後」への取り組みも

すでに始まっています。政府は総事業規模26兆円にのぼる総合経済対策を閣議決定しましたが、そのひとつが「五輪後を見据えた経済活力の維持向上」です。具体的には、景気減速のリスクに備え、消費を下支えするため、今年9月から来年3月までの7か月間、マイナンバーカードを持つ人に対し、買い物に使えるポイントを付与する新たな制度を導入し、1人当たり最大2万円までのキャッシュレスでの決済や入金に対し、5千円分のポイントを付ける方針です。

また、最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援や、中小企業が事業承継を進めやすくするため後継者候補の育成や経営改革を支援します。

政府としては、経済対策の規模を可能な限り大きくすることと、五輪後の減速が景気に影響を及ぼす懸念に対して、先手を打つて万全の対応をしていると強調する狙いがあります。実際の経済情勢によつてはさらなる追加策の可能性もあります。以上のことを総合して考えると、五輪後に一時的な景気減速や小休止はある程度の可能性があります。以上のことから、それが本格的な景気悪化につながるリスクは小さいとみられます。



国内の免税店数5・2万店に 地方部の増加目立つ

先般、観光庁は、2019年10月1日時点での消費税免税店数をとりまとめて発表しました。それによると、全国の免税店数は5万2222店となり、前回の4月1日の調査から半年間で4%増の2024店の増加と拡大しました。

三大都市圏とそれらを除く地方の免税店数をみると、東京・神奈川・千葉・埼玉・愛知・大阪・京都・兵庫の三大都市圏では前回調査から比べて3・9%増の3万2339店。そのほかの地方部では4・4%増の1万9883店となり、地方では、5期ぶりに三大都市圏を上回る伸び率を示しています。

中国・四国・沖縄地方が伸びる

さらに都道府県別での対前回比率をみると、岩手県が122・5%でトップとなり、2位が沖縄県117・5%、3位が熊本県113・3%、4位に香川県112・9%、5位に愛媛県112・1%と続きます。

観光庁では、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月)および「観光立国推進基本計画」(平成29

年3月)において、地方の免税店数を2018年に2万店規模へと増加させることを目標に取り組みを進めましたが、約1年遅れで目標に近い数へ到達したことになります。

これまでの免税制度の拡充

地方の免税店数増加の主な要因は、訪日外国人旅行者の増加ほか、ここ数年にわたる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が大きく影響したとみられています。

これまでに、「一般物品に加えて消耗品も消費税の免税対象に追加」や「一般物品の購入下限額引下げ」、「下限額算定に一般物品と消耗品を合算して判定」、「臨時免税店制度の創設」など、様々な制度拡充が行われてきました。

そして、2020年4月1日からは、平成30年度税制改正において設けられた「免税販売手続の電子化」の適用がスタートします。これまで免税店売場において書面により行われていた購入記録票の作成の手続が電子化されることで、どのような影響が出るのか注視されるところです。

新年を迎えて

国で30兆円以上とも推計されています。そして政府は「オリンピック後」の反動減の懸念から大型経済対策を打ち出しています。景気の落ち込みを防ぐ政策を実行することは重要ですが、産業活動の担い手である企業自身が果敢なチャレンジ精神を大いに發揮して経済の活性化に取り組むことが何より大切です。

▼本年は、ねずみ年。子孫繁栄、財を成す年です。2020年のオリンピック・パラリンピックの開催の年を、新たな、大きな希望をもつて始めたいものです。

1月の税務と労務

一税務

★給与所得者の扶養控除等申告書の提出

- (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
- (2)提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

★支払調書の提出

提出期限…1月31日

★源泉徴収票の交付

(1)交付期限…1月31日

(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者

★固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限…1月31日

★個人の道府県民及び市町村民税の納付（第4期分）

納期限…1月中において市町村の条例で定める日

★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…1月10日（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

★11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）

申告期限…1月31日

★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…1月31日

★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…1月31日

★5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

申告期限…1月31日

★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

申告期限…1月31日

★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）

申告期限…1月31日

★給与支払報告書の提出

(1)提出期限…1月31日

(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者

(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一労務

★健保・厚保の保険料の納付

納期限…1月31日